

各務原市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により、令和6年度工事監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を公表する。

令和7年1月29日

各務原市監査委員 五 島 浩 利

各務原市監査委員 樋 谷 清 美

各務原市監査委員 五十川 玲 子

第1 監査の概要

1. 監査の種類

工事監査（地方自治法第199条第5項の規定による随時監査）

2. 監査の実施日及び場所

令和6年7月25日から令和7年1月29日まで

各務原市産業文化センター8階第1特別会議室ほか

3. 監査の対象

文化ホール等改修工事（建築）

4. 監査の主な実施内容及び着眼点

各務原市監査基準に基づき、工事の設計、施工等が法令に適合し、適正に行われているかどうかについて、関係書類を確認し、現場の調査を行うとともに、関係職員及び当該工事の受注者に質問して、回答又は説明を求める等の方法により監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、工事技術調査業務を公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、その結果に

ついて意見の陳述及び報告書の提出を求めた。

なお、主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 仕様書、図面、設計内訳書等の設計図書は、的確に作成されているか。
- (2) 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は、適切に行われているか。
- (3) 工事施工計画は、適切か。また、施工計画書及び工程表は、整備されているか。
- (4) 設計図書どおり施工されているか。
- (5) 工程管理及び品質管理は、適切に行われているか。

第2 監査の結果

文化ホール等改修工事（建築）の事務手続、設計、施工等は、法令に適合し、適正に行われていた。公益社団法人大阪技術振興協会から提出された「工事技術調査結果報告書」に記載の提案及び要望については、注意すべき事項として、今後の工事施工において反映されたい。